

# 徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科 地域歯科医療支援奨学金制度規則

平成30年3月26日制定 平成30年4月1日施行

## 第1章 総則

第1条 徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科 地域歯科医療支援奨学金制度（以下「口腔保健学科奨学金制度」とする）は、徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科に在籍する学生に対し、地域歯科医療施設から奨学金を貸与することによって、学費の負担を軽減し、学業の継続、向上を支援するものである。

第2条 口腔保健学科奨学金制度は、徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科にて高度な知識を有する歯科衛生士を養成し、地域社会の歯科医療に貢献することを目的とする。

## 第2章 奨学金を受ける者の資格

第3条 奨学金の貸与を受ける者は、次のすべての項を満足することを要する。

1. 徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科に在籍すること
2. 修業年限は4年であること
3. 卒業後、当年の歯科衛生士国家試験に合格すること
4. 奨学金の貸与をおこなう歯科医療施設との合意を得ること
5. 徳島文理大学保健福祉学部長が申請を認めること
6. 卒業後は、契約の歯科医療施設において一定期間勤務することに同意していること

## 第3章 奨学金の申請方法

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、別に定める奨学金確認書（申込書）に必要事項を記入し、口腔保健学科長による承認を得た後、保健福祉学部長に提出しなければならない。

第5条 口腔保健学科長は、将来歯科衛生士として地域歯科医療に貢献できる見込みがあり、修学に十分耐え得るものと認めた場合、奨学金確認書（申込書）に記載の地域歯科医療施設との合意を確認した後、保健福祉学部長の承認を経て、奨学生として採用を決定する。

第6条 奨学生と地域歯科医療施設は、歯科医療施設が定めた様式にて奨学金貸与の契約書を締結する。

## 第4章 地域歯科医療施設

第7条 奨学金の貸与をおこなう地域歯科医療施設は、以下の条件をすべて満たし、かつ徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科が適正であると認めた施設をいう。

1. 地域歯科医療支援奨学金制度に同意すること
2. 地域歯科医療に十分貢献できる施設であること
3. 施設の長が奨学金を貸与することに同意すること

第8条 地域歯科医療施設は徳島文理大学のホームページ上に掲載され、随時更新される。

## 第5章 奨学金の貸与

第9条 奨学金の貸与をおこなう地域歯科医療施設は、奨学金貸与の契約書に記載された貸与金額を貸与期間、奨学生の指定した銀行口座に定められた期日までに振り込まなければならない。

## 第6章 奨学金の返還免除

第10条 徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科を卒業後、歯科衛生士免許を取得し、その後契約を交わした歯科診療施設（返還免除施設）において契約条件に定める一定期間勤務したとき貸与

された奨学金はすべて返還が免除される（当然免除）。

#### **第7章 奨学金貸与の中止と変更**

第11条 口腔保健学科奨学金制度は、次の各項に該当する場合、徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科長と地域歯科医療施設の長との議を経て、その貸与を中止する。

1. 退学したとき
2. 死亡したとき
3. 学業成績が著しく不良になり4年間で卒業ができないと見込まれたとき
4. 卒業後の歯科衛生士国家試験に合格できなかったとき
5. 契約を交わした歯科医療施設以外に就職したとき
6. その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
7. 地域歯科医療施設から中止の申し出があった（奨学金の支払いが滞った）場合

第12条 地域歯科医療施設は、奨学金の貸与金額または貸与期間を変更することができるが、その都度奨学金制度登録申込書を作成し提出しなければならない。

#### **第8章 奨学金の返還**

第13条 第11条第1～6項の理由により口腔保健学科奨学金の貸与が中止となった場合、貸与奨学生あるいは保証人は、これまでに貸与された奨学金の合計額に日本学生支援機構が定める金利分の金額を加えた金額を地域歯科医療施設に返却しなければならない。

第14条 貸与された奨学金は貸与期間に相当する期間内に、年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で地域歯科医療施設（返還免除施設）に返還しなければならない。

第15条 第11条第7項の理由により口腔保健学科奨学金の貸与が中止となった場合、地域歯科医療施設はこれまでに給付した奨学金の返還を求めることはできない。

第16条 やむを得ない理由（大学院進学、けが、病気、育休など）で、一定期間歯科衛生士業務に従事できないときは、貸与された奨学金の返還をその期間猶予することができる。

#### **第9章 利益相反**

第17条 徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科は、口腔保健学科奨学金制度の遂行に関して地域歯科医療施設との間に利益相反はない。